

平成 28 年 6 月吉日

賛助会員募集のご案内

日本保冷剤工業会
会長 水田裕文

本会は、保冷剤の普及改良、業界の健全なる発展と安心できる製品の安定的な供給をはかることをとおして、国民生活の向上に寄与することを目的に、技術セミナーや相互の知識や情報の交換、また会社訪問など交流や活動を行っております。

これからも業界の振興、活性化のために活動を継続してまいります。

つきましては、本会の目的にご賛同をいただき、是非とも賛助会員としてご加入くださいますようお願い申し上げます。

◇募集対象

保冷剤に関連する事業を営み、当会の目的に賛同し、発展に寄与する法人・個人

◇会費

年会費 50,000 円（事業年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日まで）
入会金は不要です。

◇会員の特典

- (1) 本会が主催する総会および懇親会等の交流行事や勉強会に優先参加できます。
また、参加費等の優遇を受けることができます。
- (2) 本会のホームページにお名前を掲載します。（匿名希望の方は掲載しません）

◇加入お申し込み

- (1) 随時受け付けます。
- (2) 所定の加入申込書にご記入の上、下記までご提出ください。
※申込書は本会ホームページよりダウンロードできます。

【お問合せ/加入お申し込み先】

日本保冷剤工業会 事務局（担当：大林）

〒515-0001 三重県松阪市大町 262-1

三重化学工業株式会社内

TEL0598-51-2361 FAX0598-51-1143

Eメール jimmu@horeizai.org

本会ホームページ：<http://www.horeizai.org/html/annai.html>

賛助会員会則

日本保冷剤工業会会則第2章第5条にもとづく賛助会員について次のとおり定める。

(設置)

第1条 日本保冷剤工業会（以下、当会という）に賛助会員を設ける。

(資格)

第2条 賛助会員は、保冷剤に関連する事業を営み、当会の目的に賛同し、発展に寄与する法人・個人であり、理事会の承認を得たものをいう。

(入会)

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の申込書を理事会に提出することとし、理事会は、これを審議しなければならない。

(会費)

第4条 賛助会員は、当会会則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会／資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の場合には、賛助会員ではなくなるものとする。

- (1) 賛助会員が退会届を提出したとき。
- (2) 会費の納入に、請求日より1年以上の遅延が生じたとき。
- (3) 当会の解散又はこれに類する事実が生じたとき。
- (4) 理事会が資格の喪失を決定したとき。

附 則

この会則は平成28年6月1日から施行する。

日本保冷剤工業会理事会 御中

賛助会員 加入申込書

私は日本保冷剤工業会賛助会員会則を認め、加入申込書を提出いたします。

年 月 日

<申込者>

法人名または個人の 氏名	
住所	〒
連絡担当者	(部署:)
電話番号	
FAX	
E メールアドレス	
(個人の場合) 職業	

【お問合せ/加入お申し込み先】

日本保冷剤工業会 事務局(担当:大林)
〒515-0001 三重県松阪市大町 262-1
三重化学工業株式会社内
TEL0598-51-2361 FAX0598-51-1143
Eメール jimuhoreizai.org
(郵送、FAX、Eメール添付いずれでも可)